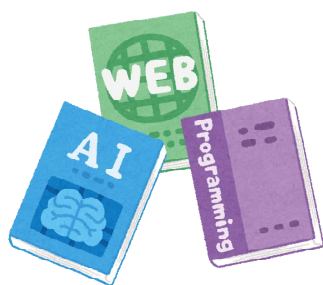
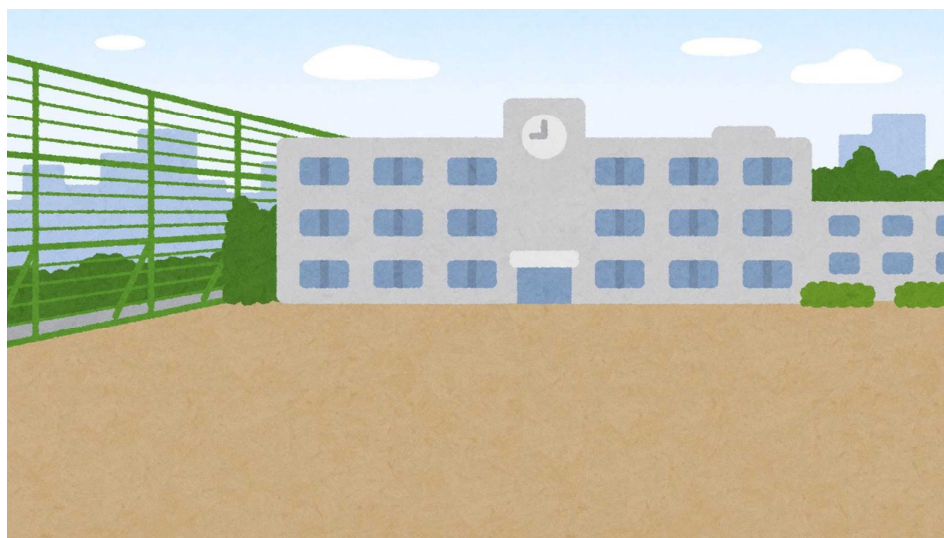


新型コロナウイルス感染症 対応ガイドライン

(令和年5月8日版)



■CONTENTS

- 1 起床時・登校前
- 2 登校
- 3 学校での生活
- 4 給食・食事
- 5 部活動
- 6 下校後
- 7 学校において感染者等が発生した場合の対応



大崎市教育委員会



はじめに

新型コロナの感染が確認されてから3年が過ぎ、感染対策は、大きな転換点を迎えることになります。5月8日から新型コロナの感染症法上の位置付けが「2類」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行されることになりました。法律に基づいた行動制限などはできなくなり、緊急事態宣言や入院措置、感染者や濃厚接触者の外出自粛要請は、なくなります。しかしながら、「5類に変更になっても、ウイルスの性質が変わるわけではない」と言われます。新型コロナウイルス感染症等は、季節を問わず、1年に複数回の流行があり、感染者や死亡する人の数は、流行のたびに増加する傾向にあるようです。5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが重要になると考えております。

ご家庭におかれましても、本ガイドラインを参考にお子様と共に、感染症に備えた対応に取り組んでいただければ幸いです。

今後も、学校・園における「命と健康を守る活動」と「教育を守る活動」の両立を図るようにしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

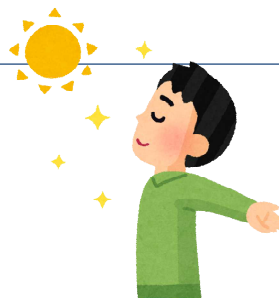
令和5年5月

大崎市教育委員会



大崎市公式キャラクター
ピタマ崎さん

1 起床時・登校前



※本ガイドライン全体をととして、幼稚園では「学校」を「園」、また「児童生徒」を「園児」と読み替えてください。

- ☐ 毎朝、起床時に健康観察を行う。（これまでの「体温チェック表」は不要）
- ☐ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようする（この場合、欠席扱いとなる）。
- ☐ 保護者から、感染症予防のため子供を休ませたいと相談された場合の学校の対応について。

合理的な理由（同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合や児童生徒に基礎疾患がある場合等）があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、出席しなくてもよいと認める日として扱うこともできる。

幼稚園等については、指導要録に「出席停止・忌引等の日数」の欄がないことから、これらの場合において、備考欄等に「非常変災等幼児又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、園長（又は校長）が出席しなくてもよいと認めた日」として、幼稚園等に出席しなかった日数を記載することもできる。

2 登校



- ☐ スクールバス利用の児童生徒は、発熱や咽頭痛、咳等普段と異なる症状がある場合などは、乗車を見合わせる。人数に余裕がある場合は、離れて座るようにする。また、定期的に窓を開ける等、換気を努めて行う。
- ☐ 教室に入る前に、石けんやハンドソープ等を使って、手洗いをしっかり行う。

3 学校での生活



- 「手洗いなどの手指衛生」「咳エチケット」「適切な換気の確保」については、引き続き有効なことから継続する。換気については、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。冬場での室温低下による健康被害が生じないよう暖かい服装を心掛けるようにする。

【参考】厚生労働省 WEB サイト「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/hunya/0000164708_00001.html



- 児童生徒に発熱等の症状が見られる場合は、家庭に連絡の上、症状がなくなるまでは自宅で休養を取らせる。また、受診を勧め、状況に応じた対応をする。
- 児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などマスクの着用が推奨される場面においては、マスクを着用することを推奨する。なお、マスクの着脱を強いることのないようにし、マスク着用の有無による差別・偏見等がないように配慮する。幼児にはマスク着用を求めない。
- 外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後、掃除終了後等、流水と石けんやハンドソープ等での手洗いをする。咳エチケットを行うようにする。



4 給食・食事



- 給食当番の児童生徒は、下痢や腹痛、吐き気等の症状の有無、給食用マスクや清潔なエプロン等を着用しているか、手をしっかり洗っているかなど、毎日点検を行う。
- 当番以外の児童生徒全員も、食事の前にしっかり手洗いを済ませる。
- 食事をする時は、手洗いなどの手指衛生や適切な換気の確保等を行うとともに、食事のマナーを守るようにする。「黙食」は必要としない。



5 部活動



- 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や外部指導者等が活動状況を把握し、生徒の健康状態を確認して実施する。
- 生徒に風邪症状等、普段と異なる症状がみられるときは、無理に活動させず、場合によっては自宅で休養を取らせる。
- 「手洗いなどの手指衛生」「咳エチケット」「適切な換気の確保」については、引き続き有効なことから継続する。
- 疲労により免疫力が下がり、抵抗力低下を防ぐため、過度な運動は控える。部活動顧問等の指導の下、部員同士がアイディアを出し合い、協力し合って、限られた時間で効果的な活動となるよう工夫する。
- 部室等の利用については、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、大会やコンクール等の参加、練習試合、合宿等については、大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒教師等の感染拡大の防止に留意する。



6 下校後



- ☐ 基本的な感染症対策の一つに「抵抗力を高めること」が挙げられ、免疫力を高めるために「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるようにする。
- ☐ 帰宅の際は、手洗いやうがいをしっかりと行うようにする。
- ☐ 感染で出席停止となったり臨時休業となったりした場合に、オンラインによる学習を行ったり、タブレット端末を用いて問題に取り組んだりして、学習内容をしっかり理解し確実に身に付けられるようにして、学習の機会を確保する。

【参考】家庭学習に利用しやすいWEB サイト

宮城県教育委員会：「みやぎ単元問題ライブラリー」

http://www.edu-c.pref.miyagi.jp/tangen/question_top.html



文部科学省：「子供の学び応援サイト」

～学習支援コンテンツポータルサイト～

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm



大崎市教育委員会：おおさき Study Challenge（おおさきスタチャレ）

～算数科・数学科～

- ☐ 十分な睡眠が得られるよう、タブレット、スマホやテレビ等の利用は、長時間とならないように、家庭において適切にルールを設けるようにする。



7 学校において感染者等が発生した場合の対応

- 感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるため、その日のうちに、本人（や保護者）から学校への連絡をお願いします。
- 児童生徒の感染が判明した場合の出席停止期間は、発症翌日から数えて5日間が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまでとし、その期間の外出自粛を推奨する。また、10日間が経過するまではウイルスを排出する可能性があることから、マスクの着用を推奨したり、高齢者などとの接触は控えるようにしたりする。
- 感染状況を鑑み、以下のいずれか状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖の実施を検討する。実施判断及び期間については学校医の助言等を踏まえて、設置者（大崎市）が行う。

① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

（「複数」とは、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行わない。）

② その他、設置者が必要と判断した場合

※ 学級閉鎖の期間としては、1～3日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等へ影響を踏まえて判断する。

- 学年閉鎖については、複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。学校全体の臨時休業については、複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に実施を検討する。

※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることを検討する。